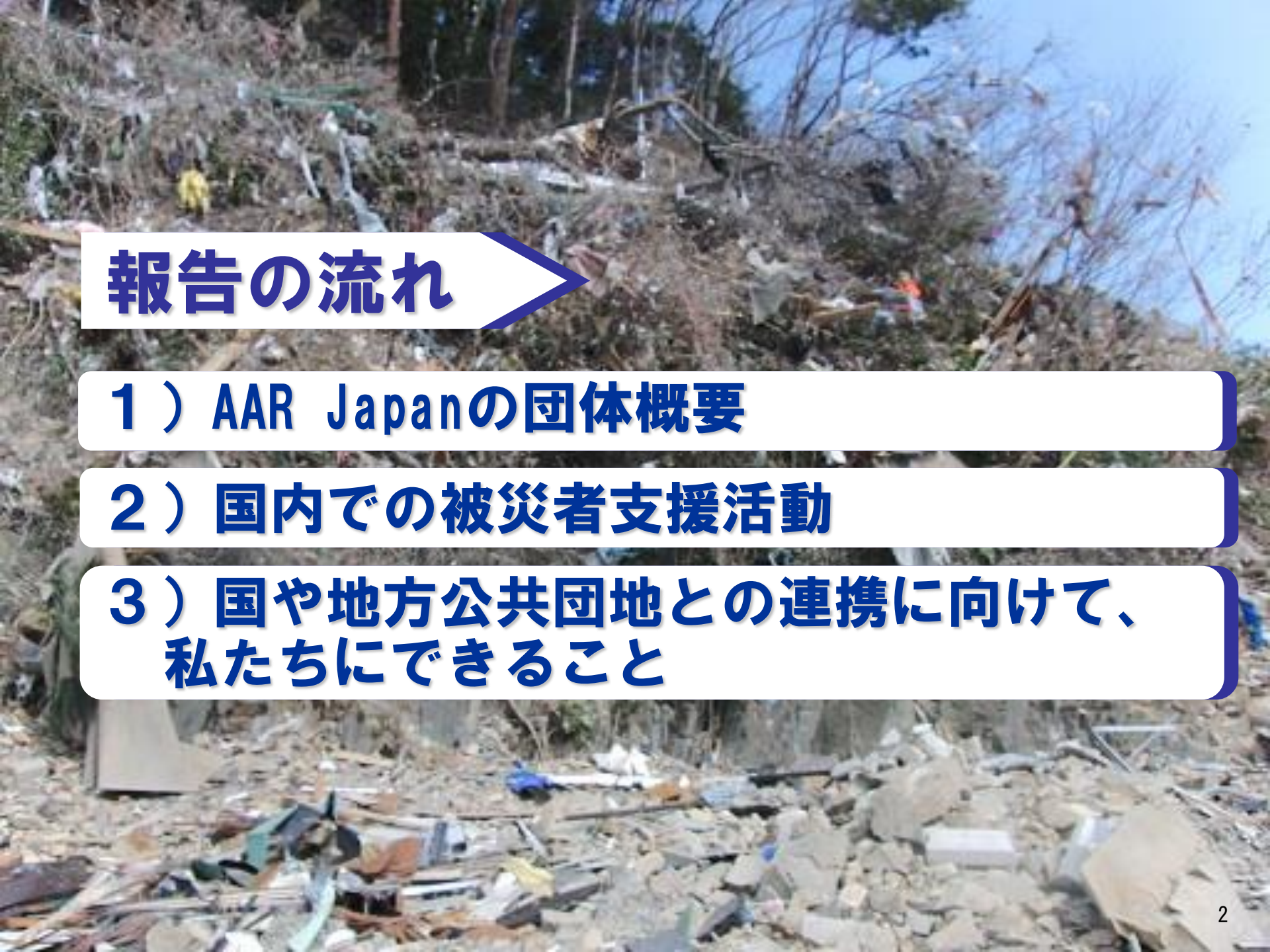


「誰も取り残さない」被災者支援 ～連携に向けて、私たちにできること～

2021年10月25日

認定NPO法人 AAR Japan[難民を助ける会]

野際 紗綾子



報告の流れ

1) AAR Japanの団体概要

2) 国内での被災者支援活動

3) 国や地方公共団体との連携に向けて、
私たちにできること

1) AAR Japanの団体概要

<報告の流れ>

- ➡ 1) AAR Japanの団体概要
- 2) 国内での被災者支援活動
- 3) 連携に向けて、私たちにできること

AAR Japanの活動

～災害緊急支援、障がい者支援は重点分野

- 1979年にインドシナ難民の支援を目的に日本で設立
- 政治・宗教・思想に偏らない国際協力NGO



インドシナ難民(ボート・ピープル)



最初の活動は日本から

- これまでアジア・アフリカなど60を超える国や地域で活動
- 現在15カ国で活動を実施中



活動の場はすぐに海外へ

緊急支援

障がい者支援

地雷・不発弾対策

感染症対策支援

啓発(国際理解教育)

活動の重点分野

災害と障がい者

－ 海外支援の現場からの教訓

- **2003年**：「災害は、社会・経済・文化構造の中に潜む脆弱性が、被害を大きくする」

被害の大きさ = Hazard × Vulnerability

→ **特に弱い層が累積的に被害を被る・・・「災害弱者」モデル**

※参照：オリバー・スミスやワイズナーら

- **2008年**：ミャンマー・サイクロン被災者支援でも脆弱性の高いグループへの分野横断的な支援の必要性がクラスター会議で協議されるように

→ **「権利保護の原則」を含むスフィア改訂版（2011年）※へ分野横断テーマ（p13、36）：女性や子ども、高齢者、障がい者等**

※参照：スフィア・プロジェクト 人道憲章と人道対応に関する最低基準 2011年版

2) 国内での被災者支援活動

<報告の流れ>

1) AAR Japanの団体概要

➡ 2) 国内での被災者支援活動

3) 連携に向けて、私たちにできること

行政との調整・連携事例

－東日本大震災被災者支援、 及び令和2年7月豪雨被災者支援の経験から



国庫補助金の現状と課題

- 現状：障がい福祉施設等の社会福祉施設の建物を復旧する。
- 課題：福祉施設の備品・車両や建物の補強は対象外となる。
 - 同規模の災害に耐えられない恐れも
 - 減少した仕事の工賃（給与）も支払われず

参照：厚生労働省九州厚生局ホームページ「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」

URL: https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/kenko_fukushi/saigai.html



福祉施設の復旧・復興に向けて (2020年8月、災害から1ヵ月後～)



福祉施設の復旧・復興に向けて (2020年9月、災害から2ヵ月後～)



3) 連携に向けて、私たちにできること

おねがいカード
あなたの支援が必要です

岩手県・岩手県社会福祉協議会

私は 目が不自由です。
声をかけるので、手助をしてほしいです。

私の名前

住所

生年月日 大・中・小

<報告の流れ>

- 1) AAR Japanの団体概要
- 2) 国内での被災者支援活動

➡ 3) 連携に向けて、私たちにできること

災害時により困難な状況となる ことが予想される人々と、私たちにできること



ミャンマー・サイクロン災害
(2008年)



インドネシア中部地震
(2009年)



フィリピン台風
(2009年、2013年)



ハイチ地震
(2010年)



スリランカ水害
(2010年)



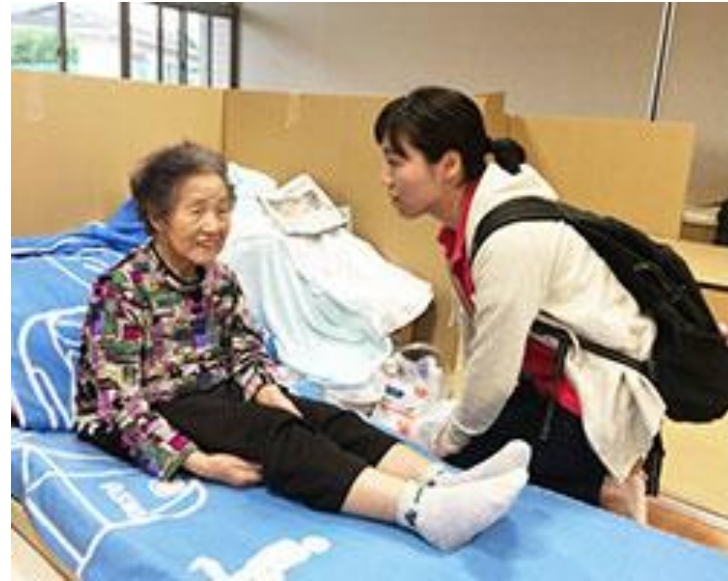
ケニア干ばつ
(2011年)



シリア難民
(2011年～)

➡障がい者など、平時から弱い立場に置かれている人々が
より甚大な被害を受け、支援から取り残されてきた

災害時により困難な状況となる ことが予想される人々と、私たちにできること



- ➡東日本大震災における障がい者の死亡率は
全体の死亡率の2倍
- ➡命が助かってても避難所生活を断念すること

「誰も取り残さない」災害支援の国際的枠組み

障害者権利条約 (第11条)

- 第11条: 危険な状況及び人道上の緊急事態
締約国は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法に基づく義務に従い、危険のある状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)における障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる。

インチョン戦略 (目標7)

- 目標 7: 災害への準備および対応に障害の視点のインクルージョンを保障すること。
- ターゲット 7-1: 避難から生活再建、さらに被災後のカウンセリングまでの過程全体を網羅し、障害をインクルーシブにする災害準備および対応の計画を設定する。
- ターゲット 7-2: 災害準備および対応にあたり、障害者に対して迅速かつ適切な支援を提供するための法制度、政策、計画およびその他の対策を実施すること。
- 目標 7: 進捗を確認するための指標
- 7.1. すべての行政レベルにおいて、マニュアルや標準的な運用手順など、障害をインクルーシブにする災害準備および対応の計画の割合。
- 7.2. 障害者が参加する、国および地方レベルでの災害リスクの軽減および災害に対応するイニシアティブの策定、実施、および検証する機能を担う国の機関を設立。
- 7.3. 障害者が利用できる、避難所および災害救援所、ならびにカウンセリングなどのサービスの割合。

SDGs(持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない」

- (誰一人取り残さない)この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。

仙台防災枠組

- 災害リスクに対して、より広範で、より人間を中心にした予防的アプローチがなければならない。災害リスク削減の取組は、効率的かつ効果的であるために、マルチハザード対応、分野横断的、包摂的かつアクセス可能なものである必要がある。その指導・規制・調整面での役割を認識する一方、政府は、女性、子供と青年、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務担当者、高齢者等、関連するステークホルダーを、政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与させるべきである。公共及び民間セクター、市民社会団体、並びに学術及び科学研究機関は、より緊密に連携し、協働の機会を創出する必要がある、また企業は災害リスクをその経営実務に組み込むことが必要とされている。

「誰も取り残さない」災害支援の国際的枠組み

ー災害支援の国際ガイドラインと最低基準※

(※最低限守らなければならない基準)



私たちにできること



（左上）調布市防災訓練にて障がい当事者と街歩きを実施

（右上）品川区とAARで防災協定を締結

（左下）調布市、府中市、狛江市、小金井市、三鷹市の社会福祉協議会や関連団体と頭上訓練を実施

誰一人取り残さない支援を目指して・・・

ご清聴ありがとうございました



18

活動やご支援に関するご連絡・お問い合わせ先

AAR Japan [難民を助ける会] 野際 紗綾子

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-12-2ミズホビル7F

Tel: 03-5423-4511 Fax: 03-5423-4450 Email: sayako.nogiwa@aarjapan.gr.jp